

※患者調査（3年に1回）と国勢調査（5年に1回）の実施年が重なる場合には、国勢調査人口を使用

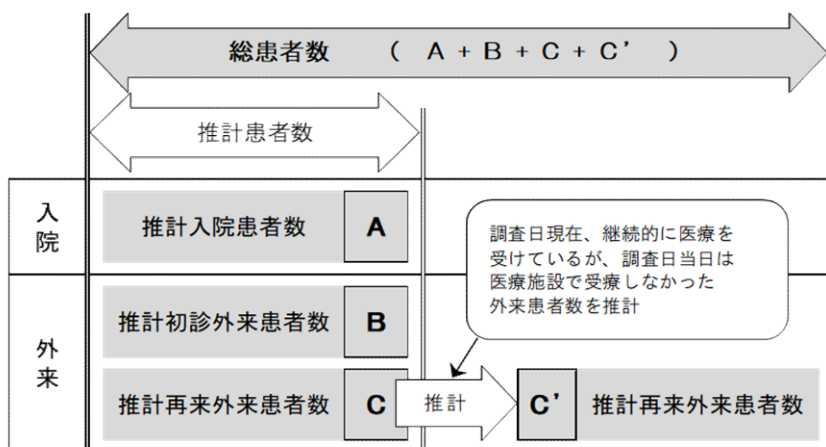
総患者数

ある傷病における外来患者が一定期間ごとに再来するという仮定に加え、医療施設の稼働日を考慮した調整を行うことにより、調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設で受療していない者を含む。）の数を次の算式により推計したものである。

千人単位で表章している。（0は該当件数500人未満をあらわす。）

$$\begin{aligned} \text{総患者数} &= \text{推計入院患者数} + \text{推計初診外来患者数} \\ &\quad + (\text{推計再来外来患者数} \times \text{平均診療間隔}(\text{※}) \times \text{調整係数}(6/7)) \end{aligned}$$

※ 令和2年から平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算出対象の上限日数を変更。平成29年までは30日（31日以上を除外）であったが、令和2年からは98日（99日以上を除外）で算出。



3 利用上の注意

傷病分類

本調査における傷病は、世界保健機関（WHO）の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD）」に基づいて定められた「疾病、傷害及び死因の統計分類」（平成27年2月13日総務省告示第35号）を適用して分類している。

ICDは、医学の進展に伴い、約10年ごとに改訂が行われており、本調査においては、昭和59年～平成5年は「疾病、傷害及び死因統計分類（ICD-9 準拠）」を、平成8年～平成17年は「疾病、傷害及び死因の統計分類（ICD-10 準拠）」を、平成20年～平成26年は「疾病、傷害及び死因の統計分類（ICD-10（2003年版）準拠）」を、平成29年から「疾病、傷害及び死因の統計分類（ICD-10（2013年版）準拠）」を用いている。

ICD-10においては、分類体系の大幅な変更等があったため、ICD-9とICD-10については、傷病によっては時系列的に比較できない部分もある。（「○ 傷病分類年次比較について」参照）

表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章する事が不適当な場合	...
推計値、比率等でまらめめた結果が表章すべき最下位の桁の1に達しない場合	0又は0.0

平成23年患者調査について

平成23年は、東日本大震災の影響により、宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県は調査を実施していないため、これらの地域を除いた数値となっている。

総患者数の推計方法の見直し

総患者数の推計には推計患者数、平均診療間隔及び調整係数を用いている。このうち、平均診療間隔は、診療間隔が極端に長い場合は継続的に医療を受けているとせず、再来ではなく初診とみなす方が適当であるとの考え方により、推計の対象となる「前回診療日から調査日までの日数」に算出上限を設け算出している。

この算出方法は、集計開始当時の受療状況を加味して設定されたが、近年の疾病構造の変化や医療技術の向上などにより診療状況に変化が生じていることを踏まえ「患者調査における「平均診療間隔」及び「総患者数」の算出方法等の見直しに関するワーキンググループ」において検討し、平成29年調査まで算出上限日数を30日（31日以上は除外する）と設定していたものについて、令和2年調査以降は、算出の上限日数を98日（99日以上は除外する）にする見直しを行った。

詳細はこちら

「患者調査における「平均診療間隔」及び「総患者数」の算出方法等の見直し方法や、令和2年調査の方法と同様の方法で推計した平成23年から平成29年調査までの結果について」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/10-20-oshirase-2022-1.html>

厚生労働省ホームページ

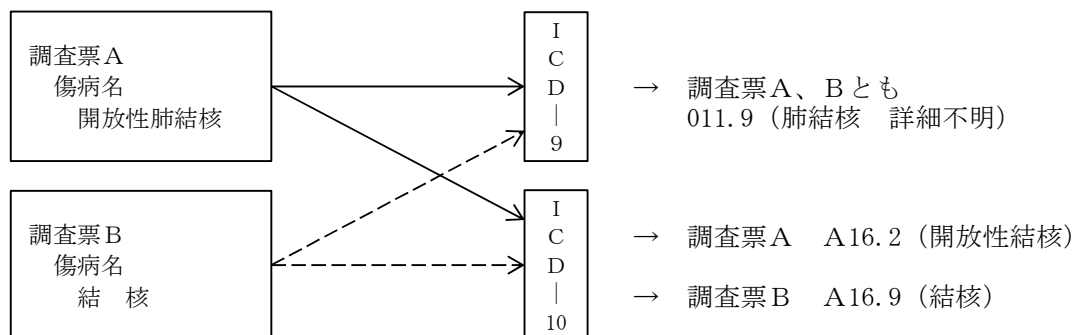
>統計情報・白書>各種統計調査>厚生労働統計一覧>患者調査>患者調査における「平均診療間隔」及び「総患者数」の算出方法等の見直しについて

○ 傷病分類年次比較について

昭和59年～平成5年と平成8年～令和5年調査の比較を行う場合、平成5年以前のデータにICD-10でのコードを付与し同じ分類で比較する必要があるが、平成5年以前のデータはICD-9のコードに変換済みのものしか現存しないため、ICD-9コードをICD-10コードへ変換する方法を採らざるを得ない。

その場合、次のような問題が生じる。

(問題例)



これは、調査票記載の傷病名が異なるが、ICD-9では同じコード（011.9）が付与されていたものであっても、ICD-10ではA16.2とA16.9の2つに分類される場合があることを示した図である。

このような場合、コード（011.9）だけに着目すると、A16.2とA16.9のどちらのコードに変換すべきか判断できないため、事実上コード変換は不可能であることから、年次比較はできないものである。

調査設計の推移

			昭和59年	昭和62年	平成2年	平成5年	平成8年	平成11年	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
調査対象施設数			6,053	9,941	12,054	13,732	13,519	13,348	13,763	13,675	13,634	13,423	13,573	13,594	13,429	13,602
	病院		2,377	3,080	5,086	6,865	6,649	6,463	6,452	6,594	6,543	6,428	6,402	6,427	6,284	6,481
		入院	...	...	...	...	6,649	6,463	6,452	6,594	6,543	6,428	6,402	6,427	6,284	6,481
		外来	...	...	...	...	3,172	3,076	3,076	3,189	3,226	3,303	3,363	3,391	3,372	3,385
	一般診療所		2,905	5,875	5,973	5,884	5,879	5,902	6,037	5,806	5,825	5,738	5,893	5,887	5,868	5,853
	歯科診療所		771	986	995	983	991	983	1,274	1,275	1,266	1,257	1,278	1,280	1,277	1,268
客体数(万人)																
	病院	入院・外来	67.5	95.4	131.4	235.3	179.5	203.8	197.3	212.8	204.7	202.5	199.5	197.2	180.6	183.9
		退院	17.5	24.0	25.5	58.5	63.5	78.7	82.8	92.5	95.4	101.0	104.9	113.9	103.3	112.5
	一般診療所	入院・外来	15.9	30.7	30.0	29.1	29.1	26.0	24.2	27.7	28.0	28.3	27.5	28.1	27.5	27.5
		退院	0.9	1.5	1.3	1.4	1.3	1.3	1.0	1.1	1.3	1.0	0.9	0.9	0.7	0.8
	歯科診療所		外来	2.1	2.7	2.5	2.3	2.2	1.9	2.3	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6
傷病分類			ICD－9	ICD－9	ICD－9	ICD－9	ICD－10	ICD－10	ICD－10	ICD－10	ICD－10 (2003)	ICD－10 (2003)	ICD－10 (2003)	ICD－10 (2013)	ICD－10 (2013)	ICD－10 (2013)
抽 出 率	病院	入院	2.5/10	3/10	5/10	7/10	7/10	7/10	7/10	7.3/10	7.5/10	7.6/10	7.6/10	7.7/10	7.6/10	8.0/10
		外来	2.5/10	3/10	3.3/10	7/10	3.3/10	3.3/10	3.3/10	3.8/10	3.9/10	3.9/10	4.0/10	4.0/10	4.1/10	4.2/10
	一般診療所		4/100	7.5/100	7.5/100	7.5/100	7.5/100	7/100	7/100	6.5/100	6.4/100	6.3/100	6.3/100	6.2/100	6.1/100	6.0/100
	歯科診療所		2/100	2/100	2/100	2/100	2/100	1.6/100	2/100	2/100	2/100	1.9/100	1.9/100	1.9/100	1.9/100	1.9/100
表 章 可 能 区 分	病院	入院	都道府県	都道府県	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏
		外来	都道府県	都道府県	都道府県	二次医療圏	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
	一般診療所		都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
	歯科診療所		都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
	(退院票)病院		都道府県	都道府県	都道府県	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏	二次医療圏
(退院票)一般診療所		都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	

注：1）「傷病分類」は、世界保健機関（WHO）の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD）」に基づいて定められた「疾病、傷害及び死因の統計分類」を適用して分類。

2）平成23年は、宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値である。